

地域林業・木材産業機械設備 リース導入支援事業

リース料助成制度により
高性能林業機械・小型の林業用機械・木材加工設備
を導入しませんか！

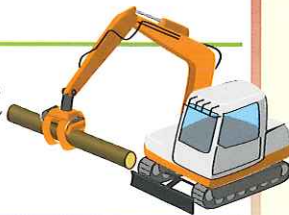
高性能林業機械

助成対象者及び助成要件

- 林業又は素材生産業を営む者、森林組合、林業者等の組織する団体等
- 林業経営改善計画の認定又は都道府県知事の意見書
- 木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法の確立
- 年間3,000㎡以上の素材生産量
- 地域の原木安定供給対策協議会等への参画又は参画者との連携 等

対象機械

ハーベスタ、プロセッサ、スキッド、フォワーダ、タワーヤード、スイングヤード、フェラーバンチャ 等



リース物件・契約の条件

- リース期間が3年以上5年以内
- リース物件は、リース会社が新たに購入するもの
- リース契約日が助成決定日以降であり、リース物件の引き渡し当該年度内であること 等

小型の林業用機械

助成対象者及び助成要件

- 多様な地域の担い手として自らが林業を行う者
- 都道府県知事又は市町村長の意見書 等

対象機械

- リース物件価格が概ね300万円以下の小型の林業用機械

リース物件・契約の条件

高性能林業機械に同じ。

木材加工設備

助成対象者及び助成要件

- 木材関連事業者等の組織する団体
- 大型木材乾燥設備の場合は、製材業等の事業を営み、製材品の年間取扱量が1,000㎡以上の者又は都道府県知事が認めた者
- 大型木材乾燥設備以外の場合は、素材生産業、製材業、集成材製造業等を営む者
- 木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法の確立 等

対象設備

- ① 木材品質測定機（グレーディングマシン、含水率計）
- ② マーキング装置
- ③ 集成材製造設備
- ④ モルダ
- ⑤ 大型木材乾燥設備
- ⑥ CAD
- ⑦ CAM
- ⑧ 自動製品選別装置
- ⑨ 高性能製材設備
- ⑩ 原木自動仕分機
- ⑪ 木材自動包装結束装置
- ⑫ 焼却炉
- ⑬ 木屑焚ボイラー
- ⑭ 木質バイオマス発電施設
- ⑮ 木質ペレット製造設備
- ⑯ 単板製造設備
- ⑰ 木材チップ製造設備



リース物件・契約の条件

- リース期間が5年以上8年以内
- それ以外の条件は、高性能林業機械に同じ。

助成金の額

次の計算式で算出されるいずれか小さい方の額となります。

- (リース物件価格(税抜き) × (リース期間/法定耐用年数) × 1/10) 以内
- (リース物件価格(税抜き) - 残存価格) × 1/10 以内

手続きの流れ

リース料の助成申請から助成の実施までの手続きは次のとおりです。

1 リース料の助成を希望される方（借受者）

2 助成申請書の作成

提出

3 地域木材団体

進達

4 全国木材協同組合連合会（全木協連）

5 審査

6 助成決定

通知

7 地域木材団体（経由）

通知

8 借受者・リース会社

9 リース契約締結済み報告・リース料助成金の請求

報告・請求

10 全国木材協同組合連合会

11 請求者への助成金の支払い

12 事業実施報告書の提出



当事業の助成金交付規程「様式第1号の1」又は「様式第1号の2」を使用して、リース会社と連名で地域木材団体へリース料助成申請書を提出して下さい。（この段階では、あくまで予定しているリース契約の内容等を記入して下さい。）

全木協連は、学識経験者等からなる審査委員会を開催して申請内容を審査し、助成の可否を決定します。

全木協連は、上記審査を踏まえて助成を決定した場合は、借受者及びリース会社に助成決定の通知をします。

この助成決定の通知があつてから、リース契約の締結、リース物件の納入となります。したがって、この通知の前にリース契約を締結した場合は助成の対象となりません。

また、助成申請書提出後、物件価格等に変更が生じた場合は、「様式第3号の1」を使用して速やかに報告して下さい。

借受者又はリース会社は、「様式第4号」を使用して助成金の請求等をして下さい。

全木協連は、請求内容を確認し、当該年度内に請求者に助成金を支払います。

借受者は様式第6号の1又は第6号の2により全木協連に、毎年度、事業実施報告をして下さい。

● 事業の内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会又は最寄りの都道府県木材協同組合連合会までお問い合わせ下さい。

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル6階 TEL.03-3580-3215

<http://www.zenmokukyo.jp/>